

参考資料

**沖縄県こども・子育て会議に係る
条例、運営要領等資料綴り**

沖縄県こども未来部

令和7年1月

《 目 次 》

1、 沖縄県こども・子育て会議設置条例	・ ・ ・ ・	1
2、 沖縄県こども・子育て会議運営要領	・ ・ ・ ・	4
3、 傍聴要領	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	6

改正

平成25年12月27日 条例第71号

令和5年3月31日 条例第8号

令和6年3月29日 条例第18号

沖縄県こども・子育て会議設置条例をここに公布する。

沖縄県こども・子育て会議設置条例

(設置)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）138条の4第3項の規定に基づき、沖縄県こども・子育て会議（以下「こども・子育て会議」という。）を置く。

(担任する事務)

第2条 こども・子育て会議は、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第17条第3項、第21条第2項及び第22条第2項の規定によりその権限に属させられた事項に関すること。
- (2) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第72条第4項第1号及び第2号に掲げる事務の処理に関すること。
- (3) こども基本法（令和4年法律第77号）第10条第1項に規定するこども施策についての計画に関すること。

(組織)

第3条 こども・子育て会議は、委員55人以内で組織する。

2 委員は、こどもを養育する者、学識経験者、こどもに関する支援を行う民間団体その他の関係者のうちから、知事が任命する。

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第5条 こども・子育て会議に、会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、こども・子育て会議の会務を総理し、こども・子育て会議を代表する。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を行う。

(会議)

第6条 こども・子育て会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

- 2 こども・子育て会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

第7条 こども・子育て会議は、必要に応じ、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により選任する。
- 4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるとき、又は欠けたときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を行う。
- 6 こども・子育て会議は、その定めるところにより、部会の議決をもってこども・子育て会議の議決とすることができる。

(庶務)

第8条 こども・子育て会議の庶務は、こども未来部において処理する。

(補則)

第9条 この条例に定めるもののほか、こども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長がこども・子育て会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条及び第2条の規定（認定こども園法に係る部分に限る。）は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第66号。以下「認定こども園法改正法」という。）の施行の日（以下「一部施行日」という。）から施行する。

(認定こども園法に係る特例)

- 2 子ども・子育て会議は、一部施行日前においても、認定こども園法改正法による改正後の認定

こども園法（以下「新認定こども園法」という。）第25条のその権限に属させられた事項（新認定こども園法第17条第3項の規定に係るものに限る。）について調査審議することができる。

附 則（平成25年12月27日条例第71号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月31日条例第8号）

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月29日条例第18号）

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

沖縄県こども・子育て会議運営要領

平成 26 年 2 月 10 日

改正 平成 26 年 5 月 12 日

改正 平成 26 年 11 月 26 日

改正 平成 28 年 1 月 22 日

改正 令和 6 年 6 月 4 日

沖縄県こども・子育て会議決定

(会議の招集)

第 1 条 会長は、沖縄県こども・子育て会議設置条例（以下「条例」という。）第 6 条第 1 項に基づき、沖縄県こども・子育て会議の会議（以下「会議」という。）を招集しようとするときは、あらかじめ、日時、場所及び議題を委員に通知するものとする。

2 会長は、会議の議長として議事を整理する。

(会議の公開等)

第 2 条 会議は原則公開するものとする。ただし、会長は、公開することにより、公正かつ円滑な審議等が著しく阻害され会議の目的が達成できなくなると認められるときその他正当な理由があると認めるときは会議を非公開とすることができる。

2 会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

(会議結果の公表等)

第 3 条 会議の内容又は結果等その概要は、次の事項を含め、議事概要に記載するものとする。

- (1) 会議の議題
- (2) 会議の日時及び場所
- (3) 出席した委員の氏名
- (4) 議事の要旨

2 議事概要及び配付資料は原則公開とする。ただし、会長は、公開することにより、公正かつ円滑な審議等に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときその他正当な理由があると認めるときは、議事概要及び配付資料の全部又は一部を非公開とすることができる。

3 前項の規定により議事概要の全部又は一部を非公開とする場合には、会長は、非公開とした部分について要約を作成し、これを公開するものとする。

(部会の設置等)

第4条 条例第7条第1項の規定に基づき、会議に次の部会を置く。

名称	調査審議事項
総合部会	条例第2条第1項第2号及び第3号に規定する事項のうち、計画の策定に関する総括事項
こども・子育て部会	条例第2条第1項第2号及び第3号に規定する事項のうち、次号に規定する事項を除く事項に係る計画の策定、実施及び評価に関する事項
困難を抱えるこども部会	条例第2条第1項第2号及び第3号に規定する事項のうち、困難を抱えるこどもに係る事項に係る計画の策定、実施及び評価に関する事項
幼保連携型認定こども園部会	条例第2条第1項第1号に規定する事項及び、その他必要な事項（幼保連携型認定こども園に係るものに限る）

- 2 部会の調査審議事項については、部会の議決をもって会議の議決とみなす。
- 3 部会長は、部会の調査審議事項を会議に報告する。
- 4 第1条から前条まで及び次条の規定は、部会について準用する。この場合において、「会議」とあるのは「部会」と、「委員」とあるのは「部会委員」と、「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

(補則)

第5条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要領は、平成26年2月10日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年5月12日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年11月26日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年1月22日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年6月4日から施行する。

傍 聴 要 領

沖縄県こども・子育て会議

1 傍聴する場合の手続き

- (1) 会議の傍聴を希望する方は、会議の開催予定時刻までに、会議会場受付で氏名及び住所又は所属機関名を記入し、事務局の指示に従って会議の会場に入室して下さい
- (2) 受付開始時刻は、会議開催予定時刻の 30 分前からです。
- (3) 会議の受付は、先着順で行い定員になり次第終了いたします。
- (4) 今回の傍聴定員は 5 ～10 名程度です。
※傍聴定員は原則 5 ～10 名程度としますが、会場のスペース等を考慮し、会議開催毎に事務局で決定します。

2 会議の秩序の維持

- (1) 傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、事務局の指示に従って下さい。
- (2) 傍聴希望者が 3 の規定に違反したときは、注意し、なおこれに従わないときは、退場していただく場合があります。
- (3) 傍聴希望者が 3 の規定に違反するおそれがあると認められる場合は、傍聴を許可しないことがあります。

3 会議を傍聴するに当たって守るべき事項

傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、次の事項を守って下さい。

- (1) 会議開催中は、静粛に傍聴し、みだりに席を立たないこと。
- (2) 拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (3) 騒ぎ立てる等、議事を妨害しないこと。
- (4) 会議において、飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) 会場において、写真撮影、録画、録音等を行う場合には、会長の許可を得ること。
- (6) その他会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。